

大阪市条例第68号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。</u>）、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(災害派遣手当等)</u></p> <p>第20条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第55条その他の法律の規定により復興計画の作成等のため本市に派遣された職員で、<u>住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。</u>以下同じ。）、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(災害派遣手当)</u></p> <p>第20条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員（<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条その他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため本市に派遣された職員及び新型インフルエンザ等対策特別措</u></p>

給する。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事
態等における国民の保護のための措置に関
する法律（平成16年法律第112号）第153条
（同法第183条において読み替えて準用す
る場合を含む。）その他の法律の規定によ
り国民の保護のための措置の実施のため本
市に派遣された職員で住所又は居所を離れ
て本市の区域に滞在することを要するもの
に対して支給する。

3 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当
は、新型インフルエンザ等対策特別措置法
（平成24年法律第31号）第26条の7（同法
第38条第1項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。）の規定により特定新型
インフルエンザ等対策の実施のため本市に
派遣された職員で住所又は居所を離れて本
市の区域に滞在することを要するものに対
して支給する。

4 前3項に規定する手当（以下「災害派遣
手当等」という。）の額は、1日につき「災
害派遣手当の額の基準」（昭和37年自治省
告示第118号）に定める額（大規模災害から
の復興に関する法律第55条その他の法律の
規定により復興計画の作成等のため本市に
派遣された職員にあつては、「災害派遣手

置法（平成24年法律第31号）第43条の規定
により新型インフルエンザ等緊急事態措置
の実施のため本市に派遣された職員を含
む。）で住所又は居所を離れて本市の区域に
滞在することを要するものに対して支給す
る。

[新設]

[新設]

2 災害派遣手当の額は、1日につき「災害
派遣手当の額の基準」（昭和37年自治省告
示第118号）に定める額とする。

<p>当の額の基準」(平成25年内閣府告示第204号)に定める額)とする。</p> <p>(扶養手当等の支給方法)</p> <p>第21条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当等の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。</p>	<p>(扶養手当等の支給方法)</p> <p>第21条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第2条及び第20条の3第3項の規定並びに同条第4項及び第21条の規定(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に係る部分に限る。)は、令和5年9月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日前に支給すべき事由が生じたこの条例による改正前の職員の給与に関する条例による新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当については、なお従前の例による。